

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名            |
|-------|-----------------|
| 6     | 国民健康保険資格管理・給付事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、国民健康保険資格管理・給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

清水町

## 公表日

令和7年12月23日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 国民健康保険資格管理・給付事務   |
| ②事務の概要                   | 国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>(1) 国民健康保険被保険者資格の取得、異動等に関する事務<br>(2) 国民健康保険被保険者証等に関する事務   |
| ③システムの名称                 | 国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 国民健康保険資格・給付情報ファイル        |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号利用法第9条第1項 別表 項番44<br>番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条<br>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [      実施する      ]<br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 【情報提供の根拠】<br>番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(項番2、3、6、13、16、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、125、131、141、145、158、161、164、165、166、173)<br>【情報照会の根拠】<br>番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(項番69、70)<br>【オンライン資格確認の準備業務】<br>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)<br>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 町民生活課   |
| ②所属長の役職名                 | 町民生活課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 町民生活課保険係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1151)   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 町民生活課保険係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1151)   |
| 9. 規則第9条第2項の適用           |   |
| 適用した理由                   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年5月15日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年5月15日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |  |
|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている      |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |  |

### 3. 特定個人情報の使用

|   |                                    |   |
|---|------------------------------------|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ <input type="checkbox"/> 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ <input type="checkbox"/> 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[  委託しない ]

|                           |                                    |   |
|---------------------------|------------------------------------|---|
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ <input type="checkbox"/> 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|---------------------------|------------------------------------|---|

### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[  提供・移転しない ]

|                          |                                    |   |
|--------------------------|------------------------------------|---|
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ <input type="checkbox"/> 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|--------------------------|------------------------------------|---|

### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[  接続しない(入手) ] [  接続しない(提供) ]

|                        |                                    |   |
|------------------------|------------------------------------|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ <input type="checkbox"/> 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ <input type="checkbox"/> 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

### 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                                    |   |
|-----------------------------|------------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ <input type="checkbox"/> 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|------------------------------------|---|

### 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [ <input type="checkbox"/> 十分である ]          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                 | 人為的ミスを防止する対策として、複数人での確認や事務処理マニュアルの作成を行っている。 |   |

### 9. 監査

|       |   |                                   |                                   |
|-------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 実施の有無 | [ <input checked="" type="radio"/> 自己点検 ] | [ <input type="checkbox"/> 内部監査 ] | [ <input type="checkbox"/> 外部監査 ] |
|-------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|

### 10. 従業者に対する教育・啓発

|              |                                       |   |
|--------------|---------------------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
|--------------|---------------------------------------|---|

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策          | <p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol> |
| 当該対策は十分か【再掲】<br><br>判断の根拠 | <p>[           十分である           ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol> <p>特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。</p>  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                           | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和1年6月21日 | IVリスク対策                      | —  | 新様式への変更   | 事前   | 新様式への変更   |
| 令和1年6月21日 | 4. ②法令上の根拠                   | 【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第7号 別表第二(項番1、2、3、  | 【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第7号 別表第二(項番1、2、3、   | 事後   |           |
| 令和1年6月21日 | 5. ②所属長                      | 町民生活課長 中村 富志男  | 町民生活課長  | 事後   |           |
| 令和2年9月25日 | I. 1.②事務の概要                  | 国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証  | 国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証   | 事後   |           |
| 令和2年9月25日 | I.③システムの名称                   | 国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー  | 国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保番号法第9条第1項、別表第一項番30   | 事後   |           |
| 令和2年9月25日 | I. 3.法令上の根拠                  | 番号法第9条第1項、別表第一項番30   | 番号法第9条第1項、別表第一項番30<br>番号利用法別表第1の主務省令で定める事務  | 事後   |           |
| 令和2年9月25日 | I. 4. ②法令上の根拠                | 番号法第19条第7号 別表第二(項番1、2、3、   | 番号法第19条第7号 别表第二(項番1、2、3、  | 事後   |           |
| 令和2年9月25日 | II.1いつ時点の計数か                 | 令和1年6月1日時点   | 令和2年9月25日時点   | 事後   |           |
| 令和2年9月25日 | II.2いつ時点の計数か                 | 令和1年6月1日時点   | 令和2年9月25日時点   | 事後   |           |
| 令和4年3月18日 | I. 4. ②法令上の根拠                | 【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第7号 別表第二(項番1、2、3、  | 【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第8号 别表第二(項番1、2、3、   | 事後   |           |
| 令和4年3月18日 | II.1いつ時点の計数か                 | 令和2年9月25日時点  | 令和4年3月18日時点   | 事後   |           |
| 令和4年3月18日 | II.2いつ時点の計数か                 | 令和2年9月25日時点  | 令和4年3月18日時点   | 事後   |           |
| 令和7年5月22日 | I. 3. 法令上の根拠                 | 番号法第9条第1項、別表第一項番30<br>番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条<br>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項  | 番号利用法第9条第1項 别表 項番44<br>番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条<br>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項  | 事後   |           |
| 令和7年5月22日 | I. 4. ②法令上の根拠                | 【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第8号 别表第二(項番1、2、3、4、5、12、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109)<br>【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第8号 别表第二(項番42、43)<br>【オンライン資格確認の準備業務】<br>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)<br>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 【情報提供の根拠】<br>番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(項番2、3、6、13、16、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、125、131、141、145、158、161、164、165、166、173)<br>【情報照会の根拠】<br>番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(項番69、70)<br>【オンライン資格確認の準備業務】<br>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)<br>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 | 事後   |           |
| 令和7年5月22日 | II.1いつ時点の計数か                 | 令和4年3月18日時点  | 令和7年5月15日時点   | 事後   |           |
| 令和7年5月22日 | II.2いつ時点の計数か                 | 令和4年3月18日時点  | 令和7年5月15日時点   | 事後   |           |
| 令和7年5月22日 | IV. 8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | 追加記載   | 十分である   | 事後   |           |
| 令和7年5月22日 | IV. 8. 判断の根拠                 | 追加記載   | 人為的ミスを防止する対策として、複数人での確認や事務処理マニュアルの作成を行っている  | 事後   |           |
| 令和7年5月22日 | IV. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策     | 追加記載   | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  | 事後   |           |
| 令和7年5月22日 | IV. 11. 当該対策は十分か             | 追加記載   | 十分である   | 事後   |           |
| 令和7年5月22日 | IV. 11. 判断の根拠                | 追加記載   | 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。   | 事後   |           |
|           |                              |  |   |      |           |